

## ○免許教科以外の教科担任免許申請

### ・概要

中学校、高等学校（特別支援学校の中学部及び高等部を含む）において、各教科にわたり有資格教員を必要数採用できないと認められる場合に、当該教科の免許状を有しない教諭が、県教育委員会の許可を受け、1年間に限り許可を受けた当該教科の授業を担当することができる（以下「免外担任」という。）。

### ・関係法令等

- (1) 教育職員免許法附則第2項
- (2) 教育職員免許法施行規則附則第14項
- (3) 教育職員の免許状に関する規則第20条

### ・手続

- (1) 学校長及び免外担任予定教諭の連名により、書類を作成し申請する。
- (2) 「免許教科以外の教科担任許可申請取扱要項」によること。

事項	手続等	手	続	内	容
免許担当教科以外の申請	届期 出限	(1) 年度当初の場合	所轄教育事務所指定期日		
		(2) 年度途中の場合	その都度すみやかに		
	届出書類	(1) 免許教科以外の教科の教授担任許可申請書（第15号様式） (2) 教科教授担任許可書 (3) 申請における説明書（付表1） (4) 教員組織及び教科担任表（付表2）			} 2部提出 （地教委経由）

### ・留意事項

- (1) 教科担任の分担においては、所有する免許教科を最優先し、免外担任の発生を極力回避すること。
- (2) 教科担任よりも校務分掌を優先させるための許可申請はできないこと。また、学年担任や能力別指導等を重視するあまり、安易に免外担任の申請をすることのないよう留意すること。
- (3) 免許状を所有する教員がいる教科については、当該教科の免許状を所有する教員数が、その教科の時間数に比べ明らかに少ない場合を除き、原則として申請はしないこと。
- (4) 原則として、免外担任をする教諭は自身が有する免許教科についても必ず担任することとし、有する免許状の教科の担任が主となるようにすること。
- (5) 新採用教諭は原則として免外担任をしないこと。
- (6) 1教科の免外担任を複数で分担する場合の担任者数は、その教科の時間数及び学級数等に応じた必要最少の数とすること。また、教員相互間の担任時間数の平準化を図るための許可申請はできないこと。
- (7) 教諭1人当たりの免外担当教科数は2教科を超えないこと。ただし、中学校の特別支援学級及び特別支援学校の教諭はこの限りでない。
- (8) 中学校の特別支援学級における免外担任の場合は、特別支援学級担当教諭があたることが望ましいこと。
- (9) 特別の理由により上記(1)～(7)の留意事項に抵触する免外担任許可申請が必要な場合には、事前に申請書提出先と協議すること。
- (10) 「選択教科」において免許教科以外の教科を教授する場合においても、免外担任の許可を必要とすること。
- (11) 免外担任は「教諭」に限るものであり、校長、教頭、助教諭、養護教諭及び講師については認められないこと。ただし、教諭の兼務発令を受けた教頭については免外担任を申請することができる。

### ・許可を必要としない免外担任等

- (1) 次の場合は、免外担任であるが、許可を必要としないので申請を要しない。ただし、あくまで免外担任の特例的な扱いであるため、講師を同様に取り扱うことはできないこと。  
 中学校の特別支援学級及び特別支援学校（知的障がい）において、特別の教育課程を編成し、各教科等を合わせて指導を行う場合（「領域・教科を合わせた指導」）で、当該授業を担当する場合又は文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科用図書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用して授業を担当する場合。
- (2) 次のような場合は、所有免許状で担任することができる。
  - ① 保健体育の免許状を有するものが保健を担当する場合。
  - ② 看護、家庭、農業、工業、商業等の免許状を有するものがそれぞれの教科の実習を担当する場合。  
 ※ 実習免許状のみを有する教諭が実習以外を担当する場合は、許可を必要とする。
  - ③ 特別支援学校において特殊の教科以外の教科の教授又は実習（専ら知的障がい者に対する者に限る。）を担当する教諭又は講師が特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の普通免許状を有している場合。
  - ④ 次の教科についての高等学校教諭の免許状を有する者が中学校においてそれぞれの免許状に係る教科に相当する教科の一部を担当する場合。
    - ア 工芸、書道
    - イ 看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船（それぞれの実習を含む。）
    - ウ 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理又は計算実務
  - ⑤ 養護教諭の免許状を有する者（3年以上養護教諭として勤務したことがある場合）で養護教諭として勤務しているものが、保健の教科の領域にかかる事項の教授を担当する場合。
- (3) T-T指導において、当該教科のT2指導のみを担当する場合は、申請を要する免外担任にはあたらないので、申請は不要であること。